



財政部による国外電子事業者の税籍登記基準の引上げ

財政部は4月7日、「付加価値型及び非付加価値型営業税法第6条第4号に規定する税籍登記が必要な事業者の売上高基準」の改正を公布しました。国外電子事業者が台湾で電子役務を自然人に提供する場合、税籍登記を申請しなければならない年間売上高基準が同日よりNT\$48万からNT\$60万に引上げられました。

今回の改正は、国内小規模事業者の営業税徴収開始基準額（役務提供）が月額売上高NT\$4万からNT\$5万に調整されたことに合わせたものです。財政部は国内外の電子事業者の租税規定を整合させるため、国外電子事業者の登記基準額を同様に調整すると発表しました。

改正規定の発効前に、すでにNT\$48万の売上高に達している国外電子事業者は、従来の規定に基づき税籍登記手続を行う必要があります。

国外電子事業者の定義

- 台湾内に固定営業場所を持たない事業者、機関、団体又は組織(即ち「国外事業者」)
- インターネット又はその他デジタル方式を通じて、台湾内の自然人(個人)に電子役務(例: オンライン映画や音楽、クラウドソフトウェア、ゲームポイント等)を提供する者

また2023年1月1日より財政部は、国内事業者がインターネットプラットフォーム、モバイルデバイスアプリケーション(APP)又はその他の電子方式により、物品販売又は役務提供を専門又は兼業で営む場合(以下、「ネット販売に従事」と称する)、その税籍登記項目に「ドメイン名及びネットワークアドレス」及び「会員アカウント」を追加し、かつ事業者はインターネット販売ウェブサイト及び関連取引アプリ又はプログラムに「事業者の名称」及び「統一番号」を明確に掲示しなければならないことが規定されました。さらに、ネット販売に従事する事業者は、会員の取引記録の保管及び提示に協力する義務も負います。
([KPMG Japan Practice News 2022 No.12](#)参照)

営業登記に関しては、最近、ある企業が実際の営業内容が登記営業項目と一致していないことを理由に処罰を受けました。企業に営業内容の変更がある場合は、登記営業項目の変更要否を確認し、実体に応じて変更登記が必要です。変更の要否が不明な場合はKPMG登記サービスチームにご相談ください。

国外電子事業者の税籍登記基準の調整情報

国外電子事業者の税籍登記基準			
販売対象又は種類	基準(金額)	発効日	説明
インターネット又はその他デジタルによる、台湾内の自然人に対する電子役務の販売	年間売上高NT\$60万	2025年4月7日	改正規定の発効前に、年間売上高がすでにNT\$48万に達している場合は改正前の規定を適用。

国内事業者の営業税の徴収開始基準			
販売対象又は種類	基準(金額)	発効日	説明
売買業、製造業等 (物品販売)	月間売上高NT\$10万	2025年1月1日	適用開始 2025年1月～3月
内装業、広告業等 (役務提供)	月間売上高NT\$5万		納税期間 2025年5月1日～同月10日



KPMG Taiwan Network

台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)
F +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市 300091 東區
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955
F +886 3 563 2277

台南事務所

台南市 700002 中西區
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988
F +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市 407059 西屯區
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168
F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市 801647 前金區
中正四路 211 號 12 樓之6

T +886 7 213 0888
F +886 7 271 3721

Contact us

Partner

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587
E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195
E kojitomonoko@kpmg.com.tw

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584
E etsai@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909
E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592
E jasonko1@kpmg.com.tw

記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

田中 杏奈

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:14617
E annatanaka@kpmg.com.tw

登記部門

会社設立、VISA申請

吳 菁

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:02369
E karenwu@kpmg.com.tw

日本人顧問

平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線:19794
E thirano1@kpmg.com.tw

宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線:22374
E takuyaugajin@kpmg.com.tw

kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2025 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者: 陳彥富統括 / KPMG台湾

